

平成29年分

住民税 所得税 復興特別所得税 文化センター3階に申告会場

開設期間

2月14、15、26日～3月15日

忘れずに申告しましょう

私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、学校、道路、公園などの公共施設や公共サービスが必要で、国や地方公共団体(都道府県や市区町村)が、社会保険の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財源は、税金によって賄われています。

税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 課税課

住民税の申告は、市役所1階の課税課市民係(5番窓口)へ。

■住民税の申告が必要な人

▼平成30年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成29年中に所得(収入)があった人

▼平成29年中(1月1日～12月31日)の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人

▼公的年金(外国で支払われる年金を除く)収入だけの人

▼雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人

▼公的年金収入以外に所得があり、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要な人

▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人

▼ふるさと納税のワンストップ

▼医療費控除を受けるとき

▼雑損控除を受けるとき

▼寄附金控除を受けるとき

▼寄附金の控除証明書、または領収書

▼国民健康保険料に加入している人

▼生命保険料、地震保険料控除証明書

▼雑損控除を受けるとき

▼国民健康保険に加入している人は平成29年中に支払った領収書(提示または、その額を申告してください)

税の申告会場を2月26日(月)から3月15日(木)まで、文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。また、2月14日(水)・15日(木)は税理士や税務署職員等による申告相談・受付をします(2月16日(金)からは宇治税務署にも申告会場が開設されます)。

を申告してください

▽印かん

▽マイナンバーの関係書類

(1)本人が申告書を持参する場合

①以下の書類を1点

マイナンバーカード(裏面)、マイナンバー通知カード

②以下の書類を1点

マイナンバーカード(表面)、顔写真付き身元証明書(運転免許証、パスポート等)、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、八幡市から送付される(※)プレ申告書

※プレ申告書とは、八幡市が本人の氏名および住所等をあらかじめ印字した申告書で、2月中旬に送付します。原則、前年に申告書を出されている人が送付対象です。

(2) 代理人が申告書を持参する場合

①本人の身元確認として

「(1)本人が申告書を持参する場合①」と同様

②代理人の身元確認として

「(1)本人が申告書を持参する場合②」のうち、顔写真付き身元証明書は1点、それ以外は2点(代理人が法人である場合は、登記事項証明書と社員証)

③以下の書類を1点

本人の通知カード、本人のマイナンバーカード、本人の健康保険証、任意代理人の場合、委任状(委任者の住所・氏名・生年月日・押印、代理人の住所・氏名・生年月日、申告書を代理人に提出させる旨を記載)。法定代理人の場合は、戸籍謄本

▼住民税の申告が不要な人

▼所得税および復興特別所得税の確定申告書を出していない人

収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人

▼平成29年中に所得が無かった人

※申告の必要がない人も扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。

※平成29年中に所得の無かった人

た人や扶養されている人も、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は住民税の申告が必要です。

所得税および復興特別所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署

☎0774-444141

所得税および復興特別所得税の申告は、文化センターの申告会場または宇治税務署の確定申告会場へ。

所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

▽平成29年中の給与の収入が2千万円を超える人

▽給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

▽給与を2カ所以上から受け

が、次のような場合は確定申告が必要で

▽火災などの災害による被害を受けたために平成29年中に給与の源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた人

▽退職所得のある人で「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため、20・42%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人

▽ふるさと納税のワンストップ特例申請をしたが、確定申告をしなくてはならなくなつた人

【事業所得者等】

▽事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人

●市文化センター申告相談会場に必要なもの

文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	14	水	公的年金等所得者申告 還付申告 不動産所得申告 事業(営業等・農業)所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員	受付時間 9時～12時30分
	15	木			開設時間 9時～14時

※2月16日からは宇治税務署でも確定申告会場を開設します。開設時間午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	26	月	市職員のみ対応となりますので、相談・受け付けできる申告の種類に限られます。	市職員	開設時間 午前9時～午後4時
	27	火			
3月	28	水	公的年金等所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は、市役所課税課市民係(1階5番窓口)でも受け付けします。	市職員	開設時間 午前9時～午後4時
	1	木			
	2	金			
	5	月			
	6	火			
	7	水			
	8	木			
	9	金			
	12	月			
	13	火			
14	水				
15	木				

土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません。

てい人、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える人

▽家事使用人や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない人

▽同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与の他に「貸付金の利子や地代、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている人

▽火災などの災害による被害を受けたために平成29年中に給与の源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた人

▽退職所得のある人で「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため、20・42%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人

▽ふるさと納税のワンストップ特例申請をしたが、確定申告をしなくてはならなくなつた人

【事業所得者等】

▽事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人

●市文化センター申告相談会場に必要なもの

住民税の申告の「申告に必要なもの」(ただし、2月26日以降、マイナンバー関係書類は原本の「写し」が必要。なお、マイナンバー関係書類の「八幡市から送付されるプレ申告書」は使用不可)、申告相談者の口座情報がかかるもの(還付申告の場合のみ)